

様式第 1 （第 1 5 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度 第 1 回和泉市建築審査会
開催日時	令和 6 年 7 月 8 日（月）午後 2 時から午後 2 時 5 0 分まで
開催場所	和泉市役所別館 3 － 1 会議室（オンライン併用）
出席者	別紙のとおり
会議の議題	別紙のとおり
会議の要旨	別紙のとおり
会議録の 作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の 確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☒ その他（ 会長及び委員 2 名の確認を得ている ）
その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	会議の公開・非公開 ： ☒ 公開 ・ 非公開 傍聴人数 ： 0 人

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

別紙のとおり

令和6年度 第1回和泉市建築審査会 会議録

- ・と き 令和6年7月8日（月）午後2時～午後2時50分
- ・と こ ろ 和泉市役所別館3－1会議室（オンライン併用）
- ・会議の次第
 - 議事次第1 開会
 - 議事次第2 会長・会長代理の選出
 - 議事次第3
 - ・議事録署名委員の指名
 - （1）報告事項
 - ・建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について
 - 議事次第4 事務局報告
 - ・前回議事録の署名
 - ・次回和泉市建築審査会開催日時について
 - 議事次第5 閉会

・出席者 （委員）

会 長 坂 壽二
 委 員 深堀 知子
 委 員 河西 立雄
 委 員 佐久間 康富
 委 員 川口 いずみ
 委 員 宮本 久美

（事務局）

本田 千晶 幹事・書記
 大西 優布梨 幹事・書記

（特定行政庁）

林田 勝巳 都市デザイン部長
 東 清隆 建築・開発指導室長
 石田 雅士 建築・開発指導室建築指導担当課長
 若森 敦史 建築・開発指導室主事

会 長	会議録署名委員	会議録署名委員
署名欄	署名欄	署名欄

議事次第 1 開会

事務局：令和6年度第1回和泉市建築審査会を開催させていただきます。

（令和6年度 和泉市建築審査会事務局職員体制の紹介等）

なお、本日は竹歳委員が欠席されておりますが、和泉市建築基準法施行条例第73条第2項の規定により、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。

議事次第 2 会長・会長代理の選出

事務局：それでは、次第2 会長・会長代理の選出に入らせていただきます。建築基準法第81条の規定により、「会長は、委員が互選する。」となっております。互選するにあたり、皆様のご了解が得られれば、都市デザイン部 建築・開発指導室長の東を選出委員長に指名させていただきますと思いますがいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

事務局：異議なしとの声がありましたので、東室長、会長及び会長代理の選出準備をお願いいたします。

選出委員長：選出委員長をおおせつかりました東でございます。僭越ではございますが、選出委員長をさせていただきます。それでは、会長・会長代理の選出に入ります。どなたか、会長・会長代理に立候補される方はございませんか。推薦等はありませんか。

川口委員：会長には坂委員、会長代理には河西委員が適任と考えますが皆さま、いかがでしょうか。

全委員：異議なし。

選出委員長：坂様、河西様お引き受けいただけますでしょうか。

坂委員：（承諾）

河西委員：（承諾）

選出委員長：会長に坂委員、会長代理に河西委員が決定しました。坂様、河西様には、快くご承諾いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局：ご承諾を得ましたところで、東選出委員長は解任となります。ありがとうございました。会長は席の移動をお願いします。

議事次第 3 議事 議事録署名委員の指名

坂会長：それでは、議事を進めさせていただきます。

会議録署名委員につきましては、これまでと同様に建築審査会名簿の順で開催毎に出席されているお二方の委員さんに署名していただくこととします。本日の建築審査会会議録署名委員につきましては、名簿順ですので、竹歳委員と、河西委員となりますが、竹歳委員は欠席のため、名簿順で次となります佐久間委員とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

議事次第 3 議事（1）報告事項

坂会長：それでは、（1）報告事項に移らせていただきます。建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について、特定行政庁から報告してください。

特定行政庁：（令和6年1月1日から令和6年5月31日までに一括同意許可した案件17件について報告。特にNO.2、9、11、13、15についての説明を行った。）

坂会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】：＜主に下記の意見がありました＞

- ・ NO. 9 について、写真を見ると、敷地に近接する橋部分からの方が建築基準法上の道路からの距離が短く見えますが、河川管理用道路からの経路で許可したのはなぜでしょうか。
（回答）橋部分にはバリケードがあり、バリケードを除いた通路幅員を有効幅員としているため、通路幅員狭小により一括同意基準を満たさないためです。
- ・ NO. 13 について、水路の管理者を教えてください。
（回答）水路構造物の管理者は和泉市長ですが、日常的な通水の管理については地元の水利組合が行っております。
- ・ NO. 13 について、水路上の占用許可部分は建築敷地に含めるのでしょうか。
（回答）占用許可部分は建築敷地に含めず、占用許可部分を介して前面通路と敷地が接しているものと判断しております。
- ・ NO. 13 について、敷地が水路に接する部分は通路境界線ではなく水路境界線ではないでしょうか。
（回答）建築基準法上の道路と敷地との間に水路がある場合も、占用許可部分を介して道路と接している部分が、接道している部分になるため道路境界線としています。したがって本件についても同様に通路境界線と取扱っています。
- ・ NO. 13 について、共同住宅を計画する場合に必要な接道長さ 4 m は、占用許可部分の幅員で確保できていますか。
（回答）確保できています。

坂 会 長：他にご質問はありませんか。

ないようでしたら、ただいまの報告について、了承したものとします。

坂 会 長：続きまして、今回の会議の公開・非公開についてですが、公開としてよろしいでしょうか。

【全委員】：異議なし。

坂 会 長：それでは、本日の会議録は公開とします。

議事次第 4 事務局報告

- ・ 次回の令和 6 年 8 月 13 日の開催については現在のところ未定であるため、後日事務局から開催の有無を通知することについて連絡を行った。

議事次第 4 閉会

事 務 局：以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回和泉市建築審査会を閉会します。